

**日本向け冷凍野菜の残留農薬管理に関する要求
ガイドライン
(冷凍野菜残留農薬管理指針)**

輸入冷凍野菜品質安全協議会

Rev. Date : 2007/7/5

目次

- I. 目的
- II. 適用範囲
- III. 語句の定義
- IV. 圃場等の選定
 - A. 圃場等の環境
 - B. 圃場等の履歴
 - C. 土壌調査
 - D. 水源調査
 - E. 管理人材の保有
 - F. 判定基準
 - G. その他
- V. 農業資材の選定
 - A. 種子、種苗等
 - B. 機材及び農薬用機器管理
 - C. 肥料リスト
- VI. 農薬管理
 - A. 使用農薬の購入
 - B. 製剤の品質確認
 - C. 農薬の保管/廃棄
 - D. 農薬使用履歴
 - E. 栽培管理の記録
 - F. 汚染防止対策
- VII. 収穫/輸送
 - A. 原料検査
 - B. 収穫
 - C. 輸送
- VIII. 半製品及び製品の検査と保管
 - A. 半製品検査
 - B. 半製品・製品の在庫保管
- IX. 残留農薬検査
 - A. 検査手順
- X. トレーサビリティ
 - A. トレーサビリティ
 - B. 検査の精度管理
- XI. その他
 - A. 監査体制
 - B. 連絡体制
 - C. 品質保証体系
- XII. 改定履歴

I. 目的

ここ数年、日本の消費者は輸入冷凍野菜の安全性に対し、不信感と不安を募らせています。

中国産冷凍ホウレンソウを例にとると、農薬クロロピリホスの度重なる残留問題で、2002年7月に「輸入自粛措置」がとられ、2003年2月に解除されたものの2003年5月に再度「輸入自粛措置」になりました。

そのため、中国における冷凍野菜の生産者および日本における販売者の双方が困難な状況に陥っています。また、2006年5月にはポジティブリスト制度が実施されることより、更なる徹底した管理が必要とされています。

このような状況を打開するため、2004年5月に日本の輸入者、販売者等が「輸入冷凍野菜品質安全協議会（凍菜協）」を設立し、輸入冷凍野菜の安全確保のために多くの活動を始めています。

今般、輸入冷凍野菜品質安全協議会（凍菜協）は「日本向け冷凍野菜の残留農薬管理に関するガイドライン」を作成しました。

各国企業がこのガイドラインに従い、安全な冷凍野菜を生産し、各国の冷凍野菜に係わる企業が安心して貿易ができるようになることを希望して止みません。

II. 適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は、日本国厚生労働省告示第499号（2005年11月29日）残留基準の対象食品のうち「豆類」から「その他の野菜」までとする。但し、「穀類」の「とうもろこし」中の「未成熟とうもろこし」及び「ベリー類果実」中の野菜的果実である「いちご」は本ガイドラインの適用範囲に含める。

すなわち、いね科の野菜的作物（未成熟とうもろこし、たけのこ、まこもたけ等）成熟・未成熟豆類、いも類、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、きこの類、その他の野菜（ほうれんそう、オクラ、おおくろぐわい、モロヘイヤ、れんこん等）が含まれる。

III. 語句の定義

有資格者	各社の社内規定に準じたもので、品質管理責任者・検査員・栽培管理者などをいう。
圃場等	圃場又は、その他作物を栽培するところをいう。
作物、栽培作物	圃場で生育（栽培）中の植物をいう
栽培管理	作物の生産工程上、必要な作業（土壌調整、施肥、施水、農薬の散布、除草、播種、定植、収穫、等）について、計画、実施、記録及び確認を行なうことをいう。
栽培管理表	栽培管理において、圃場、栽培品種等の基本情報、農薬の散布、施肥に関する事項を含む作業内容を複合的・統一的に記録したものをいう。
I M P	Integrated Pest Management（総合的病害虫管理）の略であり、化学農薬の使用のみに頼らず、利用可能なすべての防除技術と生態系が有する病虫害・雑草抑制機能を経済性の考慮をしつつ慎重に検討し、病虫害・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものをいう。
原料	収穫後、加工するまでの作物をいう。
半製品	原料を加工し始めた状態のものをいう。

以下、余白	以下、余白

IV.圃場等の選定	A. 圃場等の環境	1.圃場等の立地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺に圃場等の汚染源となる可能性のある工場ならびに果樹園等がないこと。 ・ 周辺圃場等からのドリフト等による農薬等の汚染を受けない場所を確保すること。
		2.圃場等の面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自営圃場、契約圃場いずれも、連続する栽培面積 2ha 以上を有することが望ましい。 ・ 周辺の圃場等からのドリフトが比較的軽微（当該圃場等の作物への残留影響がない）であること。
		3.汚染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圃場等の周辺には近隣からの汚染物質の影響を防止するため隔離網、隔離帯等の有効な防止対策を施すこと。 ・ 近隣の作物がある場合、以下の内容についてリスクアセスメントを行なうこと。 近隣の作物のタイプ、農薬検出リスクの大小 特に収穫時期のドリフトの危険性 散布予定農薬及び使用基準値の確認
		4.管理権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自営圃場、契約圃場のいずれであっても、輸出生産加工企業（以下、輸出企業とする。）の管理権限が強力に及ぶこと。
	B. 圃場等の履歴	1.過去の作付け履歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有する圃場等は、少なくとも 1 年間の栽培作物品種の記録を有すること。 ・ 1 年前に遡って栽培履歴より作付け作物名を確認すること。その栽培中に起きたトラブル等の問題点を確認し、その圃場等の特徴を把握すること。
		2.使用農薬履歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り、年間作付け計画及び使用予定農薬計画を策定すること。 ・ 保有する圃場等は、少なくとも 1 年間の使用農薬の記録を有すること。 ・ 1 年前若しくはそれ以前の使用農薬履歴を把握し、残留性の高い農薬の使用がなかったか確認すること。 ・ 日本及び生産国の使用禁止農薬が過去に溯って使用されていない記録を有すること。

IV.圃場等の選定	C.土壌調査	1.検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌残留性の強い以下の項目の農薬残留検査を行うこと。 ・ 高残留性農薬である DDT・BHC・ドリリン系（ディルドリン・アルドリリン・エンドリン）等 ・ 有害重金属（水銀・カドミウム・鉛・銅等） 砒素等（参考として） <p>「土壌の汚染に係わる環境基準」(環境庁告示)には、カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、6価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、銅、セレン、PCB その他有機化合物が列記されている。</p>
		2.検査回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに圃場等として使用する場合に事前に必ず実施確認すること。 ・ 新規採用及び再使用の圃場等については、輸出企業、又は外部機関にて検査を実施すること。 ・ 高残留農薬の使用が無く、検査でも検出されなければ2回目以降の検査の必要はない。
		3.検体採取方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌はひとつの圃場等約1haごとの中心と四隅の深さ10cmの部分から、各500g、計2.5kgサンプリングし縮分法により分析すること。
	D.水源調査	1.検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圃場等の用水・灌漑水源は、農業用水としての要件（農林水産省「農業（水稲）用水基準」参照）を満たしていることを確認すること。 <p>併せて、以下の項目に注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高残留性農薬である DDT・BHC・ドリリン系（ディルドリン・アルドリリン・エンドリン）等 ・ 有害重金属（水銀・カドミウム・鉛等）等
		2.検査回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源水質検査は、少なくとも毎年栽培開始前に必ず検査をし、記録を保有すること。 ・ 初回検査以降に、年に一度の検査の場合は、渇水期に実施すること。 ・ 但し近隣の水源に工場等の排出源が発生した場合は、都度、確認検査を実施すること。
		3.検体採取方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質は水源ごとに10Lサンプリングし分析すること。
		4.水源環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源付近の環境として、工場廃水、工場排煙、残渣、の発生が認められた際は、直ちに圃場等への影響を確認し、対応処置（例えば、圃場等へ水が入ってこないような処置をとり、圃場等への影響を水質検査により確認する。）をとること。 ・ 農業用水としての要件を満たしているか各地方の基準に則り確認すること。

	E. 管理人材の保有	1. 栽培管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栽培管理者は、農薬管理指導士や普及指導員などのような技術者もしくは販売店・メーカー担当者などの助言を受けることにより、農薬及び病害虫対策に関する専門知識を有し、日本及び生産国の農薬に関する知識（法規制含む）も十分に把握している有資格者であること。 ・ 作物の生育・栽培に関する十分な知識を有する有資格者であること。 ・ 前記、有資格者は各圃場等ごとに1名以上専従し所属し、必要な管理・記録を行うこと。
IV. 圃場等の選定	F. 判定基準	1. 土壌残留農薬等（基準値は参考値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ DDT、BHC 0.5 ppm(暫定値) ドリン3種 それぞれ0.05 ppm(暫定値) 以上の場合はその圃場等は使用しないこと。それ以下で検出された場合は製品で確認すること。 ・ 農業用地基準 <ul style="list-style-type: none"> ➢ カドミウム：1ppm ➢ 砒素：15ppm ➢ 銅：125ppm ➢ 水銀：15mg/kg ➢ 鉛：150mg/kg
		2. 水質（基準値は参考値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業（水稻）用水基準 <ul style="list-style-type: none"> ➢ pH：6.0～7.5 ➢ COD：6mg/L以下 ➢ SS：100mg/L以下 ➢ DO：5mg/L以上 ➢ T-N：1mg/L以下 ➢ EC：0.3mS/cm以下 ➢ 砒素：0.05mg/L以下 ➢ 亜鉛：0.5mg/L以下 ➢ 銅：0.02mg/L以下
	G. その他	1. 契約体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約圃場の場合、輸出企業、栽培者双方にて契約書を保有すること。
		2. 平面図の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する圃場等の近隣圃場（作付け作物も明記）近隣環境を記録した平面図を保有すること。
3. 管理番号の付与		<ul style="list-style-type: none"> ・ 圃場等または、区画毎に明確な管理番号を必ず付与すること。 ・ 管理番号を圃場に明示すること。 	

V. 農業資材の選定	A. 種子、種苗等	1. 購入先	<ul style="list-style-type: none"> 購入方法、経路が明確な業者から購入すること。 購入は品質保証書（植物衛生証明書など）が取り付け可能な種苗業者から行うこと。
		2. 在庫管理	<ul style="list-style-type: none"> 購入時の記録を保有すること。 購入、使用、在庫について数量把握を行い、統一管理を行うこと。
		3. 種子被覆農薬の有無	<ul style="list-style-type: none"> 種子にコーティングされた農薬がある場合、農薬名、使用量、使用目的、安全情報を購入業者より入手し、保管記録すること。
V. 農業資材の選定	B. 機材及び農薬用機器管理	1. 保管場所の保有	<ul style="list-style-type: none"> 種子、種苗等や農業用機器を保管する固定的な農業機材保管場所を保有すること。 農業資材・機材は農薬から離れた場所に保管すること。
		2. 農薬散布機器	<ul style="list-style-type: none"> 正確な散布の為、年1回以上農薬散布機の点検、修理、オイル交換をし、その記録を残し、正常な噴霧、散布ができること。 購入に際して農薬剤型等を考慮し、最適な機器を選定すること。 農薬を正確に計れる計量器具があること。 農薬の準備場所にバケツや水などの設備があり、農薬が安全に取り扱えるようになっていること。 散布者の防護服と防護装備も必ず準備すること。
		3. 在庫管理	<ul style="list-style-type: none"> 購入、使用、在庫について数量把握を行い、統一管理を行うこと。 各機器の取り扱い説明書、保証書等分類して保管しておくこと。
		4. 用途	<ul style="list-style-type: none"> 現地輸出企業または、その圃場等の専用機器とすること。
		5. 機材・機器の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 農薬のコンタミネーションを防止するために、農薬散布前後は、機器類に農薬が残留しないよう、洗浄マニュアルを作成し、それに従って洗浄し、洗浄後の確認記録をすること。 散布者の防護服と防護装備も（必要に応じて）使用後に洗浄すること。 洗浄水は、非耕作地に廃棄すること。

	C. 肥料リスト	1 肥料の品質確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有機肥料、化学肥料に分類し各々のリストを作成すること。記録事項としては品名・原料組成・製造所名・製造日とすること。 ・ 品質保証書又は品質証明書を保存すること。これらには成分保証値等の記入があり成分値の確認が可能であること。 ・ 化学肥料以外の肥料は、施肥前に伝染病の感染、雑草の種の含有、不十分な醗酵状態などのリスクを検討し、リスク回避するよう工夫すること。 ・ 生活廃水や人糞を圃場で使用しないこと。
		2.在庫管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他所より購入する肥料については、購入、使用、在庫について数量把握を行い、統一管理を行うこと。
		3.保管条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料は、農作物、種苗、梱包材、農薬などと接触しないように保管すること。 ・ また、肥料は、日光、霧、雨の影響を受けない場所で保管すること。
VI.農薬管理	A. 使用農薬の購入	1.使用農薬の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本及び生産国の使用禁止農薬の購入を禁止する。日本の登録農薬およびポジティブリスト制を遵守して日本輸入業者、輸出企業と協議検討し、選定した農薬を購入すること。 ・ 購入した農薬の記録等は、その農薬の有効成分の国際的名称、ISO名を使用すること。
		2.購入先の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬購入は、輸入方法、経路が明確、あるいは製造メーカーが明確で、成分の品質保証が可能な業者から直接購入すること。
		3. 輸入、購入時の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入購入時の記録（例えば、輸出国、輸入者、販売者、製品名、剤型、容量、濃度、数量、ロット等）を保有すること。
	B. 製剤の品質確認	1. 農薬の品質確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入した農薬は、必ずメーカー、業者より品質保証書入手し、記録保管すること。 ・ 以下が容器包装等に記載されていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 監督官庁への登録番号 2. 国際標準名（ISO名）と有効成分の種類、含有量および剤型名 3. 適用作物名 4. 使用方法 5. 注意事項 6. その他
		2. 農薬の適正使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各農薬に定められた使用基準（対象作物、対象病害虫、希釈、使用回数、安全期間等）を確認すること。

	3. 使用者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培管理者は農薬使用基準を熟知し、希釈調合の方法、整備調整された農薬散布器具の使用方法を指導できること。 ・外部からの指導・助言等により、農薬を使用する場合は、指導・助言者の農薬使用に関する資格又は能力が確認できること。
C. 農薬の保管/廃棄	1. 農薬出納記録（在庫管理）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬散布を行う場合、出庫に際しては、使用する農薬種類・数量を確認・記録すること。 ・ 散布完了後は散布量、残液、余剰品等の数量を確認記録し、回収、返却を実施すること。
	2. 保管条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬の保管庫は、施錠ができる建物で、農薬が気象条件（風雨、光、温度、湿度等）の影響を受けないよう堅固、頑強であり、漏出、侵食対策が採られていること。 ・ 農薬の保管庫は、収穫物、肥料、その他農業資材への汚染を防止する為に、これらの保管庫から独立していること。
	3. 残液、空容器の廃棄・処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬の希釈残液及び容器洗浄の廃液は、使い切るか、若しくは使用希釈率以下で、栽培作物、収穫物等への汚染がないエリアに廃棄すること。また、容器は回収し、焼却もしくは一般ゴミとして廃棄すること。尚、使用地域において、農薬の残液及び空容器の保管、廃棄処理に関する法規制が有る場合には、それに従うこと。
D. 農薬使用履歴	1. 農薬使用履歴の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該作物の栽培期間中に実施した農薬散布は、栽培管理表に、その農薬（成分）名、使用目的、使用時期、使用量、希釈倍率、対象作物、圃場、作業者（責任者）、使用方法、安全期間、特記事項等を記録、確認し、その他関連書類を含め、3年以上保管すること。
	2. 農薬の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の輸入業者と協議し、作物ごと、農薬ごと、剤型ごとに、単位面積当りの常用薬量・希釈倍数、施薬方法、最多使用回数、収穫前使用停止期間（安全期間）等の農薬安全使用基準を作成、リスト化し、これを順守すること。また使用基準の順守状況を確認すること。
	3. 病虫害発生の予知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防除暦（当該作物に対する年間の防除を、月日を追って計画したもの）を作成・活用し、さらに農薬の使用量、残留量を減らす為に、農薬散布だけに頼らない、総合的病虫害管理（IPM：Integrated Pest Management）の実施を努力すること。

VI.農薬管理	E. 栽培管理の記録		<ul style="list-style-type: none"> ・ 栽培管理表には、圃場等毎に .D.1 項を含む以下の項目を記載し、3年以上保管すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 生産記録：日時、圃場、作物品種などの基本的な記録 2. 農薬散布記録：農薬名、使用目的、使用時期、希釈使用量、特記事項。 3. 施肥記録：肥料の種類、目的、数量 4. 作業日報：日々の栽培管理にかかわる作業等 5. 播種記録：日時、品種、数量 6. 除草記録：手作業、機械作業、除草剤散布記録 7. 天候・温度 8. 前作の記録 9. 責任者サイン：農民、農薬管理者、栽培管理者、原料管理責任者等 10. 特記事項：病害虫発生記録
	F. 汚染防止対策	1. 飛散(ドリフト)防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣圃場等の作付け状況、農薬散布状況、環境状況を把握し、必要に応じて記録すること。 ・ 近接圃場等の関係者との協議、協力、情報交換の積極的働きかけを実施すること。 ・ ドリフト要因の検討と排除を心掛けること。 (例えば、風向、散布位置、散布方法、機器選定、緩衝帯、隔離網、隔離幕の設置等。) ・ 農薬を噴霧する際には、風向き、風速に注意を払い、圃場内の別区画、周辺圃場へのドリフトを防止すること。
		2. 有機質肥料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有機質肥料を使用する際には、安全性の確認(例えば、生活廃水汚泥の不使用、原材料に由来する残留物質汚染、病気感染、雑草の種子等)の取れたものを使用すること。
VII.収穫/輸送	A.原料検査	1.検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収穫前において、残留農薬のリスクを把握できる範囲、頻度で、可能な限り使用農薬、及び近隣の圃場等・果樹園等で使用された農薬を含め、汚染が懸念される農薬も考慮して検査を行うこと。尚、生産国、地方、地域で残留農薬検査に関する法規制が有る場合には、これにも従うこと。 ・ 農薬が適正に使用され、安全期間が遵守されていることを栽培管理表等により確認すること。
		2. 結果判定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合格した圃場等は、加工のため収穫することが出来る。 ・ 不合格の場合は、輸出企業により原因を調査し、具体的な改善が実行・確認されるまで、その圃場等の収穫・原料の使用は認めない。

	B. 収穫	1.原料収穫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収穫指示は、収穫前検査結果に基づいて輸出企業より行うこと。
		2.保管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原料を保管する場合は、農薬を使用しないこと。また、農薬等の汚染に注意すること。 ・ 容器等は収穫物用以外に使用せず、清潔に保ち、農薬等の汚染がないこと。
			3. 収穫記録
	C.輸送	1.原料輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送車両、容器等は、農薬及びその他の物質により汚染されないこと。 ・ 原料を収穫し工場に輸送・搬送する際には、管理の異なる原料が混在しない環境とし、必ず原料が管理された圃場から収穫した原料であることを .B.3.項の帳票類によって証明されること。
	VIII. 半製品及び製品の検査と保管	A. 半製品検査	1. 検査項目
2.サンプリング方法			<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理番号毎に残留農薬の検査を実施すること。
3. 結果判定			<ul style="list-style-type: none"> ・ 合格したロットは、最終製品へ使用することが出来る。 ・ 不合格の場合は、輸出企業により原因を調査し具体的な改善が実行・確認されるまで、その該当圃場等の原料の半製品の使用は認めないこと。 ・ 問題が確認された当該ロット半製品(不合格品)は、早急に処分対応すること。 ・ 残留農薬に関する不合格品が発生した場合の、対象原料・半製品の処置手順が文書化されており、当該品の処分結果、原因の究明、再発防止対策が記録、確認される体制となっていること。
B. 半製品・製品の在庫管理		1.保管記録(半製品・製品)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半製品・製品は入庫後、必ず産地、管理番号毎に表示区分し、その他の半製品・製品が混入しないよう管理すること。 ・ 入出庫においては、その数量管理が確認できる記録が残っていること。
IX. 残留農薬検査	A.検査手順	1.検査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国食品衛生法又はそれと同等以上の方法によること。

		2. 検査員の学歴・経験	<ul style="list-style-type: none"> 検査室の検査員は、大学卒業相当以上の学歴又は食品、農薬、分析に関する専門知識を有する者であり、関係部門のトレーニングを受け、専任担当者として独立して検査業務に従事すること。
		3. 検査設備条件	<ul style="list-style-type: none"> 検査室は生産能力と生産品目に相応し、残留農薬定量検査設備を有すること。
	B. 検査の精度管理	1. 精度管理の記録	<ul style="list-style-type: none"> 一定の頻度で内部精度管理（添加回収試験等）を実施し、その記録を残すこと。 外部精度管理に積極的に参加し、精度の向上に努めることが望ましい。
X. トレーサビリティ	A. トレーサビリティ	1. 追跡記号管理	<ul style="list-style-type: none"> 各工程においては、加工している原料の圃場等番号、残留農薬検査番号などの追跡記録を明確に表示すること。
		2. コンタミネーション防止管理	<ul style="list-style-type: none"> 原料を入荷する際は、異なった車両の原料を混在させないこと。 原料入荷の順序に従って加工する事とし、異なった圃場の原料は間隔をおいて加工すること。
		3. 最終出荷判定	<ul style="list-style-type: none"> 全ての残留農薬検査結果に対し、輸出企業の品質管理責任者が承認し、出荷判定を行うこと。
		4. 帳票類保管期間	<ul style="list-style-type: none"> 追跡管理に関するすべての記録は、整理された状態で3年以上保管すること。
XI. その他	A. 監査体制	1. 監査規定	<ul style="list-style-type: none"> 輸出企業は、圃場管理、検査体制・精度、工程管理、帳票類管理などの監査については、少なくとも年1回以上行い、必要に応じて日本企業の第三者監査に協力すること。
	B. 連絡体制	1. 事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 自営圃場・契約圃場にかかわらず、農家 栽培管理者 輸出企業の連絡網を明記すること。 病虫害発生の兆候が見られたら、農家は栽培管理者の指示を仰ぎ迅速適切に処理すること。 栽培管理者は、事故内容及び使用農薬に関する情報を速やかに輸出企業に報告すること。 農産物の品質に関するクレームがあった場合、クレームの内容を記録し、その原因追及を行い、問題点を改善した後、その結果を記録し、輸出企業に報告すること。
	C. 品質保証体系		<ul style="list-style-type: none"> 輸出企業は、良好なる適正製造規範（GMP）、衛生標準作業手順（SSOP）を構築すること。

XII. 改定履歴

Rev. No.	日付	内容
003	2006/03/07	誤記の訂正
005	2007/07/05	JGAP 及び EUREPGAP との整合性を図る。
以下余白	以下余白	以下余白